

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長

中山間地域等直接支払交付金における共同取組活動に要する経費の適正な支出について

中山間地域等直接支払交付金の適正な運用については、令和 3 年 4 月 1 日に中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知。以下「実施要領の運用」という。）を改正するとともに、「中山間地域等直接支払制度の適正な実施の徹底について（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3870 号農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長通知。以下「令和 3 年度適正実施通知」という。）」を発出したところです。

先般、令和 3 年度の実施要領の運用の改正以前に、交付金の使用方法に係る集落協定の合意形成が行われず、交付金の会計経理が適正に行われなかった事案が判明し、全国に新聞報道されることとなりました。

本交付金について、広く国民の理解を得るためにも、集落協定の合意形成と交付金の会計経理が適正に行われることが必要です。今後は、不適正な事案が生じることなく本交付金の適正な実施が図られるよう、下記について貴職から管内の各市町村に通知願います。

記

1 交付金の使用方法に関する合意等

実施要領の運用第 7 の 1 の (4) のとおり、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されるものである。市町村は、集落協定が交付金の使用方法を決定、変更する際には、適切な合意形成が行われるよう指導すること。

また、市町村は、集落協定が交付金の使用方法の変更など協定の変更を行う際には、実施要領の運用第 7 の 4 の (5) の②のとおり、適切に協定の変更の届出を行うよう指導すること。

2 特定の個人のみが受益する農作業等の外部委託の禁止

実施要領の運用第 7 の 1 の (3) のキのとおり、「農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成」は、共同取組活動に要する経費の支出から除くとしているところ。本取扱いの明確化のため、令和 3 年度適正実施通知の 2 の (2) の②に係る「活用できなくなる助成の具体例」に以下を追加する。

（活用できなくなる助成の具体例）

- ・特定の個人のみが受益する農作業等の外部委託への助成

3 集落協定代表者が支出先となる支出に係る届出

集落協定代表者は、共同取組活動に要する経費の支出として、集落協定代表者自身が相手方となる作業委託等の支出や契約を行う場合、協定農用地が存する市町村長へ、別紙により届出を行うこととする。なお、別紙による届出は、当該経費の支出や契約を行う際に速やかに行うこととし、市町村は毎年度の実施状況の確認において届出を確認、指導する。

ただし、集落協定代表者に対する役員報酬や集落協定で定められた作業日当の支払いについては、この限りではない。

4 共同取組活動費を他の組織に対し運営費として支出する場合の取扱い

集落協定が地域の他の組織に対し、対価への支払いとしてではなく、組織の運営費として支出

する場合、市町村は集落協定に対し、支出に係る領収書に加え、令和3年度適正実施通知の3の(2)に記載の共同活動であることが分かる書類として、以下の書類を整備するよう指導を行うこと。

- 協定活動に必要な支出であること、運営費として適当な額であることについて、集落内で話合いや説明が行われたことを示す書類（総会議事録、支出額決定の際に用いた積算根拠書類等）

(別紙)

年 月 日

市町村長 殿

集 落 協 定 名
集落協定代表者

中山間地域等直接支払交付金の支出に係る届出について

○年度に交付を受けた交付金について、共同取組活動に要する経費として下記のとおり集落協定代表者に対して支出を行うので提出する。

記

支出相手方名 ※	
支出額	
支払日・契約日	年 月 日
支出の内容	
支出の目的	

※ 支出を行う相手方の組織名・肩書等を併せて記載。
(例：○○営農組合代表 △△ △△(集落協定代表者名))

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長

令和4年度からの中山間地域等直接支払交付金（第5期対策）の加算措置の取扱いについて

令和4年度からの中山間地域等直接支払交付金（第5期対策）の加算措置の取扱いについては、下記によることとする。このことについて、貴職から管内の市町村等へ通知するようお願いする。

記

1 加算措置適用のために取り組むべき事項の留意点（再周知）

加算措置適用のために取り組むべき事項（以下「加算措置の取組」という。）の留意点については、「中山間地域等直接支払交付金における「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（集落戦略の作成を含む）」及び「加算措置適用のために取り組むべき事項」の取扱いについて」（令和2年7月22日付け課長補佐事務連絡）の2により周知したところ、引き続き周知内容のとおり適切に運用するものとする。

特に第5期対策の定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う加算措置の運用においては、加算措置で受けとる交付額に見合う目標となっているか、取組期間は妥当なものとなっているか等に十分留意すること。また、加算の活用において、加算額の使用方法は自由であるが、使用目的は加算の目標達成のために必要なものとするについて、改めて徹底すること。

2 取組期間の最終年度の前に目標が達成された場合の取扱い

取組期間の最終年度の前に、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「実施要領の運用」という。）第8の2及び4から6の各加算措置における定量的な目標が達成されたと市町村が判断した場合、以下の取扱いを可能とする。

① 実施要領の運用第7の4の(5)の①により、協定が取組期間の短縮を変更申請し、市町村が認定すれば、加算措置の取組を前倒して終了することができる。

② 実施要領の運用第7の4の(5)の①により、協定が加算措置における新たな定量的な目標及び取組期間を定める変更申請を行い、市町村が認定すれば、これを認める。

なお、この場合、新たに設定した目標が達成されなかったとしても、当初の取組を開始してから当初の目標の達成を市町村が確認した年度までの返還は免責され、変更申請以後の取組期間に交付された加算措置に係る交付金についてのみ、その金額を変更年度に遡って返還する。

3 新型コロナウイルス感染症の影響により加算措置の取組を実施することができない場合の取扱い

(1) 加算措置の目標を達成できなかった場合の交付金の返還の取扱い

集落協定に定めた目標に向けて加算措置の取組を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により目標を達成することができなかった場合、以下の①及び②を満たすと市町村が認めた場合、実施要領の運用第9の2の(1)のイ「自然災害の場合」の規定に準じ、当該加算措置に係る交付金の返還を免除することとする。

- ① 協定参加者の責に帰さない新型コロナウイルス感染症の影響が、目標不達成の直接的な原因であることの因果関係を説明できる。
- ② 活動日誌、活動写真、会議資料等により、取組期間中に目標達成に向けた毎年度分の活動実績が確認できる。

(2) 加算措置の目標の達成が困難な場合の取組の変更の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、目標の達成が困難と見込まれる場合、集落協定は加算措置の取組を新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくいものに変更し、取組を継続することができる。なお、市町村は集落協定に対して実施要領の運用第7の4の(5)の①により市町村長への変更認定申請が必要である旨、指導・助言する。